

令和7年度松戸市社会福祉法人指導監査実施方針

I 基本方針

本市では、社会福祉法人(以下「法人」という。)の自主性・自律性を持った運営を前提とし、経営組織に対するガバナンスの強化、法人運営の透明性の確保、適正かつ公正な支出管理等、法人が備えるべき公益性等の徹底に主眼を置いて指導監査を実施する。

II 指導事項

指導監査の指導事項については、「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」(平成29年4月27日雇児発0427第7号・社援発0427第1号・老発0427第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)の別紙「指導監査ガイドライン」に沿い、監査担当者の主観的な判断で法令又は通知の根拠なしに指摘を行わないことを徹底し、監査及び指導を行う。

III 監査の実施体制

1 一般監査

(1) 指導監査課職員は、法人ごとに、原則として、運営担当及び会計担当の2班体制とする。また、指導監査の支援業務を受託した監査法人の公認会計士も同行し助言を行う。

(2) 原則として法人の主たる事務所に赴き、1日で実施する。

2 特別監査

状況に応じて、千葉県松戸保健所(松戸健康福祉センター)監査指導課及び千葉県の事業・施設の指定の担当課並びに本市関係課と連携して実施する。